

佐賀県告示第 208 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を一般の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、佐賀県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和 6 年 10 月 7 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 設置許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名

肥前環境株式会社

福岡県福岡市早良区早良七丁目 1 番 6 号

代表取締役 西崎 晃

代表取締役 釘田 良三

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

伊万里市黒川町黒塩字飛石 2109 番 5 外 41 筆

3 産業廃棄物処理施設の種類

管理型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 14 号ハに掲げる最終処分場をいう。）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鉋さい、廃プラスチック類、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ばいじん、政令第 2 条第 13 号廃棄物、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、廃石綿等 以上 18 種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

5 申請年月日

令和6年3月1日

6 縦覧の場所並びに期間及び時間

(1) 縦覧の場所

佐賀県県民環境部循環型社会推進課（佐賀市城内一丁目1番59号）及び
伊万里市市民交流部環境政策課（伊万里市立花町1355番地1）

(2) 縦覧の期間及び時間

令和6年10月7日から令和6年11月6日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除く。）
の午前8時30分から午後5時15分まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

令和6年11月20日

(2) 提出方法

持参、郵送（提出期限日の消印有効）又は電子申請システム（LOGO
フォーム）

(3) 提出場所

佐賀県県民環境部循環型社会推進課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一
丁目1番59号）又は伊万里市市民交流部環境政策課（郵便番号848-8501
伊万里市立花町1355番地1）

(4) 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）

ア 意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表
者の氏名

イ 意見書を提出する対象施設の名称

ウ 対象施設の設置に係る具体的な利害関係

エ 生活環境の保全上の見地からの意見